

第2編 基本構想

1. 香取市の目指す方向

第1章

香取市の目指す方向

1節

将来都市像

将来都市像とは、本市の目指すべきまちの姿として、地域の特性を活かしながら、市民等と行政が共に社会課題を共有・解決し、まちの発展を目指す指標（合言葉）となるものです。

前期基本計画の5年間に引き続き、後期基本計画5年間の将来都市像を以下のとおりとし、最終目標年度の2027（令和9）年度まで継続します。

豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取
～人が輝き 人が集うまち～

「豊かな暮らしを育む」・・・

老若男女を問わず、本市に関わる全ての人々が、日々の暮らしの中でそれぞれの希望や理想の実現に向けて、活動し活躍できるまちを目指します。

込められた想いの背景となった香取市の姿

市内では、住民自治協議会（まちづくり協議会）やNPOなどが設立され、より良い地域を目指し、多様な立場から意見を出し合い活動することで、地域の活力が高まっています。今後、少子高齢化の進行など、社会環境が変化していく中、自ら課題解決に向けて取り組むことで、まちづくりに関わる全ての人々が活躍できる姿を表しています。

「歴史文化・自然の郷」・・・

豊かな自然と歴史、文化などの地域資源を活かしながら、郷土の誇りと愛着を育みます。

込められた想いの背景となった香取市の姿

ユネスコ無形文化遺産に登録された佐原の山車行事、山倉の鮭祭り、水郷小見川花火大会、栗源ふるさと祭りといった多くの祭りや行事、伊能忠敬翁、香取神宮、重要伝統的建造物群保存地区に選定された佐原の町並みなどが彩る歴史や文化、利根川、黒部川、小見川城山公園等の河川や里山等の自然など、長い歴史に培われた文化や豊かな自然に恵まれていることが、本市の大きな魅力となっています。

「人が輝き 人が集う」とは・・・

市民が健康で豊かな生活を送るとともに、市内外から多くの人々が集まり交流することで、互いに高めあい、更に賑わいにあふれたまちを目指します。

込められた想いの背景となった香取市の姿

持続可能な地域社会を目指すため、人材の育成が重要となっています。安心して豊かな生活が送れるよう、地域活動の活性化を期待するほか、歴史、文化、自然、農産物など、多様な資源に恵まれた本市は、様々な人々を惹きつける魅力にあふれ、市民及び訪れる多くの人々との交流により、活性化や新たなまちづくりの展開が期待できます。

施策の大綱

第2次香取市総合計画の後期基本計画の5年間（2023（令和5）年～2027（令和9）年）は、施策の大綱として6つの分野を継続し、社会情勢の変化や市民の声等を踏まえた検証結果に基づき、各大綱の内容について、部分的な見直しを行いました。

後期基本計画においても、少子高齢化及び人口減少対策に力点を置くほか、引き続き、農業をはじめとした産業や歴史、文化といった地域資源を最大限に活かしつつ、住んでいる人、訪れる人、これから住む人、本市と関わりを持つ全ての人々にとって魅力的なまちづくりを展開していきます。

1. 産業・経済の振興

～産業の活性化により、まちの活気を高め、賑わいのあるまちを創る～

少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少していく中、基幹産業の活性化や新たな産業などの育成、雇用の場の確保や観光資源の積極的な活用を通じて、本市の持続的な成長を推進していきます。

- ①活気に満ちた農林畜産業の推進
- ②地域の消費を賄い雇用の受け皿となる商工業の振興
- ③地域経済の基盤となる優良企業の誘致
- ④資源の連携による新しい魅力にあふれた観光施策の推進

2. 生活・環境の向上

～水と緑のやすらぎを感じ、安全・安心に暮らせるまちを創る～

安全・安心に暮らせ、住み続けたいまちにするため、身近な自然との共生を促進しつつ、災害や犯罪、事故等による被害の防止、低減を図ります。

- ①豊かな自然環境との共生の促進
- ②美しいまちを将来へ継承する環境施策の拡充
- ③資源循環と廃棄物の適正処理の推進
- ④公園・緑地・水辺空間の適正な管理と整備
- ⑤斎場及び墓地の適正な管理促進
- ⑥地域ぐるみの交通安全、防犯体制の充実
- ⑦地域防災力の向上と消防救急体制の充実
- ⑧誰もが気軽に利用でき信頼される相談体制の強化
- ⑨全ての人が平等な人権尊重社会の実現

3. 健康・福祉の充実

～支え合い、健康で生き生きと自分らしく暮らせるまちを創る～

市民一人一人が、心身ともに健康で生き生きと活動・活躍するために、必要な支援やサービスを受けられる体制と、地域で互いに助けあう仕組みを整備していきます。

- ①助け合い支え合う地域福祉の推進
- ②一歩進んだ介護、介護予防の推進
- ③生きがいと安心に満ちた高齢者福祉の充実
- ④安心して産み育てられる子育て支援の充実
- ⑤障がいのある人もない人もともに暮らしやすい地域づくりの推進
- ⑥市民生活を支える健康づくりと感染症対策の充実
- ⑦安全で安心な医療提供体制の充実
- ⑧安心して暮らすために必要な社会保障の充実

4. 教育・文化の振興

～地域の歴史・文化を知り、未来を担う人を育むまちを創る～

将来を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう、教育環境の向上や高度情報化社会等に対応した学習環境を整備するほか、家庭や地域の見守り体制の充実を図ります。

また、全ての市民が生きがいや地域での交流を保ち、健康で活力のある生活を送ることができるよう、芸術・文化の振興を含め、いつでも、どこでも学ぶことができる環境と、主体的にスポーツに取り組むことができる環境を整備していきます。

- ①学校等の適正配置と快適な教育環境整備の推進
- ②生きる力を育てる特色ある学校教育の推進
- ③次代を担う青少年の健全育成
- ④ひらかれた生涯学習活動の振興
- ⑤市民主体のスポーツ活動の推進
- ⑥郷土を愛する心を育む歴史文化の継承と芸術の振興

5. 都市基盤の整備

～安全で快適な魅力あふれるまちを創る～

安全で快適な、魅力あふれるまちにするため、災害に強く機能的で利便性の高い都市基盤、安心して暮らせる住環境を整備していきます。

- ① 秩序ある土地利用の推進
- ② 機能的で賑わいのある市街地の整備及び魅力あふれる町並みの整備促進
- ③ 安心して暮らせる住環境の整備
- ④ 暮らしと産業を支える道路網の整備及び河川、排水路の管理
- ⑤ 身近で利便性の高い公共交通体制の整備
- ⑥ 安全な水を安定して供給する水道の整備
- ⑦ 快適な暮らしと水環境をつくる下水道の整備

6. 市民参画・行政の取組

～みんなが力を発揮して将来に続くまちを創る～

人口減少や少子高齢化が進行する中、行政サービスの質と量を維持しつつ、将来にわたって持続可能なまちとなるよう、限られた経営資源を効果的に活用しながら、市民や企業等と行政との連携をより深めた経営戦略に基づくまちづくりを推進していきます。

- ① 市民が主体となった地域づくりの推進とコミュニティ施策の充実
- ② 持続可能でよりよい社会の実現
- ③ 過疎対策と移住定住施策の推進
- ④ 地域連携・交流施策の拡充と国際交流施策の確立
- ⑤ 市民とのコミュニケーション手段の充実と地域プロモーション事業の展開
- ⑥ 計画的な行政運営と行政改革の推進及び自治体DX等への対応
- ⑦ 財源確保等経営効率化の推進及び財産管理の適正化

3節

まちづくりの基本姿勢

「第1編 第5章 1節 基本構想の検証」で示す検証結果のとおり、従来の「まちづくりの基本姿勢」を踏襲するほか、社会的潮流の動向等を踏まえ、まちづくりの新たな視点として「SDGsの推進」と「カーボンニュートラルの実現」を加えることとします。

1. 将来都市像の実現に向けた基本的な考え

(1) 様々な主体によるつながりの醸成

まちづくりにおける基本姿勢の根幹は、市民や行政など、本市に関わる全ての主体が、ともに考え、責任を共有しながら、事業や諸活動等を進める点にあります。そのためには、自治会や住民自治協議会などの活動を通じた人のつながりを強くするほか、様々な活動を実施する団体等との更なる連携の深化が必要となります。したがって、その前提として、市の方針や取組状況等を明確に周知・提供し、大小様々な課題に対する取組等を相互に把握・共有することを目指し、まちづくりに関わる全ての主体が自らの考えと役割に応じた取組を十分に展開できる体制を構築しながら、市民主体のまちづくりに取り組めます。

(2) 香取らしさの追求

地域間競争がますます激しさを増す中、いかに「香取らしさ」を追求するかが重要です。人口減少や少子高齢化に歯止めがかからない状況においては、本市ならではの地域資源や個性を磨き、独自性を発揮することにより、市内外の認知度を高め、移住・定住施策の推進、観光入込客数や関係人口等の増加を図るなど、具体的な対応策を考察・実践する仕組みを構築し、個性と魅力のあるまちづくりに取り組めます。

(3) 計画的な行財政運営の確立

人口減少、地域経済情勢の低迷をはじめ、合併による普通交付税優遇措置の終了（令和2年度）等により、本市の収入財源（財政規模を含む。）の縮小傾向は避けられない状況となっています。また、社会保障費の増をはじめ、老朽化した公共インフラ等施設の維持管理や改修に要する経費等の割合が高くなるほか、有利な財源とはいえ、合併特例債等借入額の増に伴う起債残高及び年度ごとの償還額が増大し、今後、財政運営状況が一層厳しくなると見込んでいます。そこで、限られた財源を有効に活用するため、計画事業の取捨選択を適切に行うなど、取組の程度や施策実施範囲の再確認を行いつつ、実施・適用事業の選択と集中を進め、今まで以上に計画的かつ効果的な行財政運営の確立を図り、経営視点を考慮したまちづくりに取り組めます。

2. まちづくりの新たな視点

「社会的潮流の動向」が変化している実態を踏まえ、人口減少及び少子高齢化対策のほか、特に本市のまちづくりに影響が大きく、積極的な対応が求められている新たな視点について、次のとおり、その基本的な考えを明らかにします。

(1) SDGsの推進

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された誰一人取り残さない「持続可能でよりよい社会の実現を目指す」世界共通の目標で、2030（令和12）年を達成年限として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。

後期基本計画では、SDGsの視点を踏まえ、地方自治体として、市の関連する取組を具体的に検討するほか、各目標との関連を意識しつつ、付加価値を加えた施策を推進することにより、市民等の活動とともに、SDGsの目標達成に貢献します。

(2) カーボンニュートラルの実現

国は、2020（令和2）年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にする、いわゆる「2050年にカーボンニュートラルの実現を目指す」ことを宣言しました。この宣言を受け、カーボンニュートラルに係る取組を、成長・イノベーションの機会として捉え、関係省庁をはじめ、地方自治体、各企業等で様々な取組を進めています。後期基本計画では、カーボンニュートラルの実現に向けた視点を取り入れ、関連施策の展開を図りながら、本市の地域活性化へとつなげていきます。

【基本姿勢の概念図（将来都市像の実現に向けたイメージ）】

